

## 国家公務員採用試験：一般職試験(大卒程度試験)

### ● 国家公務員として勤務するには

一般職(大卒程度)試験を受験して国家公務員を目指す方は、国家公務員一般職(大卒程度)を受験し、官庁訪問を行う必要があります。厚生労働省をはじめとする国の各募集機関が実施する個別の採用面接および一般職(大卒程度)試験に最終合格したのちに、国家事務を担当する職員として勤務することになります。

### ● 採用はブロックごと

都道府県労働局は、全国を10ブロックに区分してブロックごとに職員を採用しており、東海ブロック労働局は、愛知、岐阜、静岡、三重から構成されます。

また、東海ブロック労働局で採用された方でも、厚生労働本省勤務を希望する場合には、本省で勤務する道も開かれています。

### ● キャリアパスについて

国家一般職試験を合格し、都道府県労働局において採用となった場合には、主にハローワークや労働局で職業安定や雇用環境・均等セクションに携わる、事務官(共通)と、主に労働基準監督署や労働局で庶務・労災補償業務といった労働基準セクションに携わる事務官(基準)のいずれかのキャリアパスを選択して採用されます。

どちらのキャリアパスも、原則として、定期的(概ね2年)な人事異動により、労働局・各公共職業安定所(ハローワーク)・各労働基準監督署間の異動を含め、様々な業務を経験し、労働行政全般に係る知識を身につけていただきます。

また、入省後概ね5年目の時期に、見識を一層高め、局を越えて優れたノウハウを共有することなどを目的として、採用された東海ブロック内の他の労働局への異動を行うこととしています。ただし、他の労働局への異動時期に、育児、介護等の家庭の

事情などがある場合には、本人の希望を尊重の上、異動時期などに配慮することとしています。

なお、本人の希望などにより、他のブロックや本省への転勤が行われることもあります。

### ●昇進はどうなっていますか

たとえば、厚生労働省都道府県労働局に採用された方は、本人の努力によって都道府県労働局幹部や公共職業安定所・労働基準監督署等の幹部へ昇進することができます。